

茨木市学童保育室入室児童送迎タクシー運行事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木市立小学校のうち茨木市学童保育室がない茨木市立清溪小学校（第2第1項及び第3において「清溪小学校」という。）又は茨木市立忍頂寺小学校（第2第1項及び第3において「忍頂寺小学校」という。）に通学し、かつ、茨木市学童保育室条例（平成26年茨木市条例第30号）別表第1に掲げる山手台学童保育室に入室している児童を、当該児童が通学する小学校から茨木市立山手台小学校（第2において「山手台小学校」という。）まで送迎するタクシー（以下「送迎タクシー」という。）を運行することにより、市立小学校に通学する全ての児童に対し放課後児童健全育成事業を実施し、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

（送迎タクシーの運行）

第2 送迎タクシーの経路は、清溪小学校又は忍頂寺小学校から山手台小学校までとする。

2 送迎タクシーの運行日は、山手台学童保育室を開室する日とし、運行時間は、授業の時間割等を勘案し、市長が別に定める。ただし、市長が必要と認めるときは、送迎タクシーの運行を中止し、又は臨時に運行することができる。

（利用対象児童）

第3 送迎タクシーの利用対象児童は、清溪小学校又は忍頂寺小学校に通学し、かつ、山手台学童保育室に入室している児童とする。

（送迎タクシーの利用申請）

第4 送迎タクシーを利用しようとする児童の保護者は、茨木市送迎タクシー利用申請書（様式第1号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（送迎タクシーの利用決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて送迎タクシーの利用を決定し、申請者に対し茨木市送迎タクシー利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（送迎タクシー利用の中止）

第6 第5の規定により送迎タクシーの利用の決定を受けた者は、送迎タクシーの利用を中止する場合は、中止する日の前日までに茨木市送迎タクシー利用中止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（送迎タクシーの利用の取消し等）

第7 市長は、送迎タクシーの利用の決定を受ける者又は受けた者が次の各号のいず

れかに該当するときは、利用の決定をせず、又は取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第8 市長は、送迎タクシーの利用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、送迎タクシーの運行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育室入室児童送迎タクシー運行事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から実施する。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

保護者
住 所
氏 名

茨木市送迎タクシー利用申請書

茨木市送迎タクシーの利用について次のとおり申請します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用する児童

茨木市立（ ）小学校（ ）学年 氏名（ ）

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

様

茨木市送迎タクシー利用決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市送迎タクシーの利用について次のとおり決定したので通知します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用する児童

茨木市立（ ）小学校（ ）学年 氏名 （ ）

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

保護者
住 所
氏 名

茨木市送迎タクシー利用中止届出書

茨木市送迎タクシーの利用について次のとおり中止したいので届け出ます。

1 利用中止日

年 月 日から

2 利用を中止する児童

茨木市立（ ）小学校（ ）学年 氏名 （ ）